

鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業

募 集 要 項

1 目的

この事業は、エネルギー価格高騰対策の一環として、特別高圧で受電する県内事業所の負担軽減を図ることを目的としています。

2 補助対象事業者

特別高圧を受電し県内に事業所を有する企業

3 補助対象業種

製造業、倉庫業、小売業、宿泊業などの全業種

※ショッピングモールなど特別高圧受電施設に入居しているテナント事業者等については、施設管理者（特別高圧受電契約者）から、電気料金の負担の実態に応じた電気料金の減額等により間接的に給付を受ける仕組みとします。

4 補助内容

補助額：4月使用分は使用量1kwhあたり0.6円

5月使用分は使用量1kwhあたり0.3円

補助対象期間：令和6年4月から5月までの電気料金

(注) 予算を超える申請があった場合は、上記補助額に関わらず、交付額の調整を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5 申請期間と申請方法

(1) 申請期間

令和6年7月8日（月）～8月19日（月）（当日必着）

(2) 申請方法

(3)の書類を提出先まで郵送又は持参してください。

(3) 提出書類

- ① 第1号様式：交付申請書
- ② 第1号様式別紙1：電力使用量内訳書
- ③ 第1号様式別紙2：誓約書（特別高圧電力を使用する入居テナント等がいる事業者のみ）
- ④ 履歴事項全部証明書
- ⑤ 契約種別が特別高圧受電契約に属することが確認できる資料
（例 電力会社との契約書の写し 等）
- ⑥ 電力使用量が確認できる資料
（例 電力会社からの請求書の写し 等）

- ⑦ 電気料金を支払ったことが分かる資料
(例 領収書の写し 等)

※ ①～③の様式は、鹿児島県ホームページに掲載していますので御利用ください。

※ 提出書類はお返しいたしませんので、御了承ください。

- (4) 提出部数
各1部

- (5) 提出先

鹿児島県 商工労働水産部 産業立地課 産業立地企画係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 (電話 099-286-2967)

6 審査・交付決定

- (1) 審査方法

- ・本補助金の審査は書面により行いますので、提出資料の不備や不足がないようご注意ください。
- ・提出書類の不備や不足があった場合は、補正や提出をお願いすることがあります。その場合は速やかに対応ください。

- (2) 交付決定

- ・補助対象事業者には、交付決定及び交付確定通知を送付します。
- ・予算を超える申請があった場合は、交付申請額に関わらず、交付額の調整を行う場合があります。

7 補助対象事業者の義務

- 帳簿等の整理

補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存をしなければなりません。

8 スケジュール(予定)

事業の募集	令和6年7月8日(月)～8月19日(月)
書類審査	令和6年8月下旬
交付決定	令和6年8月下旬～9月上旬頃
支払い	令和6年9月中旬～9月下旬頃

9 お問い合わせ先

鹿児島県 商工労働水産部 産業立地課 産業立地企画係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話 099-286-2967 F A X 099-286-5578
E-mail kigyou-yuchi-k@pref.kagoshima.lg.jp